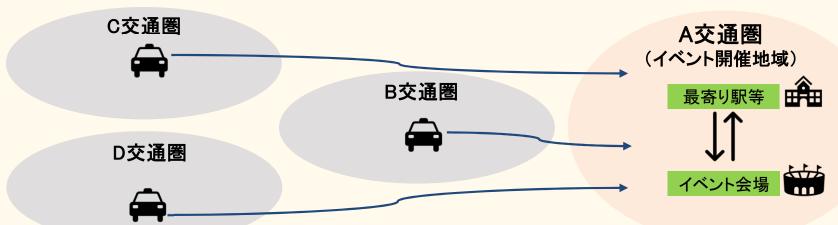
説明資料

国 土 交 通 省物流・自動車局令和6年8月9日

タクシーの営業区域外運送(道路運送法第20条第2号)について 望 国土交通省

- 道路運送法上、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送が禁止されているところ。
- イベント開催時等一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、地域公共交通会議等において協議が調い、 輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼす恐れがない場合、営業区域外の旅客運送が可能。

イベント開催時等における区域外運送イメージ



A交通圏以外のタクシー事業者による A交通圏内での旅客運送が可能

本制度の活用事例

①北海道ニセコエリア(実施期間:令和5年12月~令和6年3月)

冬季観光シーズンにおける移動の足確保のため、札幌や東京など他の営業区域から、

応援事業者がタクシー車両や乗務員をニセコエリア(倶知安町、ニセコ町)に派遣する実証実験を実施。

②福井県鯖江市(実施期間:令和5年10月6日~8日)

鯖江市・越前市・越前町で毎年開催される工房見学・体験イベント「RENEW(リニュー)」において、 来訪者がタクシーによる円滑な周遊が可能となるよう、隣接する福井交通圏(鯖江市等)と 武生交通圏(越前市、越前町)のタクシー事業者による両圏域内の運送を可能とした。

【全国からニセコエリアに集まったタクシー車両とドライバー】

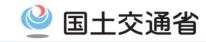


【工房見学・体験イベント「RENEW」】





イベント開催時における輸送能力向上に係る方策



- ・一時的な移動需要の増加が見込まれるイベント開催時においては、タクシーの営業区域外運送制度や貸切バス及び タクシーによる一時的な乗合旅客運送制度が利用可能。
- ・4 月から開始した日本版ライドシェアについても、イベント開催時において、使用可能時間帯及び車両数を拡大可能 とする。

他地域のタクシーによる対応

① 道路運送法第20条第2号に基づく、タクシーの営業区域外旅客運送制度

(地域公共交通会議又は協議会により協議が整った場合に、タクシーが地域や期間を限定した上で、区域外旅客運送が可能となる制度。)

⇒イベント対応時においても当該制度が利用可能である旨を明確化し利用を促進。

日本版ライドシェアによる輸送対応

- ②日本版ライドシェアの利用可能な時間帯等の拡大
 - ⇒日本版ライドシェアが導入されている地域において、<u>イベント主催者又は開催地周辺自治体</u> から要請書*が提出された場合、下記の通り柔軟な運用を可能とする。

使用可能時間帯: **一時的な需要の増加が見込まれる時間帯**

使用可能車両数:**要請書に記載されている不足車両数の範囲内**

※要請書には、イベント名、開催日時・期間、開催場所、車両の不足が見込まれる時間帯、不足車両数及び他の交通機関との分担率を踏まえた合理的な算出根拠を記載する。

<u>なお、当該イベントの開催に際して、交通規制が実施される場合においては、イベント主催者又は開催地周辺自治体が管轄の警察署と調整する際に、開催地周辺において日本</u> 版ライドシェアの活用が行われる旨もあわせて情報共有し了知いただく。

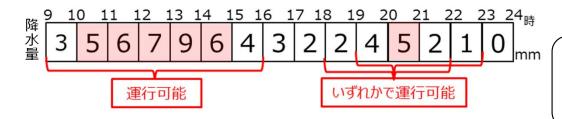
日本版ライドシェアの雨天時に対応したバージョンアップ



- ・日本版ライドシェアの運用を開始して以降、雨天時においては移動需要が大きくなる傾向が 確認された。
- ・このため、1時間5mm以上の降水量が予報される時間帯に、日本版ライドシェアの<u>車両の使用を</u>可能とする。

使用可能な時間について

- ① 2 4 時間先までの降水量の予報が1時間 5 mm以上となった時間帯
- ②その前後1時間 においては、日本版ライドシェアの車両使用が 可能。
- ※1回の使用可能時間が3時間以下となる場合には、 当該時間帯の前後いずれか1時間まで追加して使 用が可能(計4時間まで)



使用可能な車両数について

【これまでは使用不可であった時間帯】 各営業区域において使用できる日本版 ライドシェア車両の最大までを使用可能とする。

【これまでも使用可能であった時間帯】 各営業区域において使用できる日本版 ライドシェア車両の最大の2倍までを使用 可能とする。

対象の営業区域

大都市部(12地域)

以下の都市及びその周辺のエリア 東京都特別区、横浜市・川崎市、名古屋市、 京都市、札幌市、仙台市、さいたま市、 千葉市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市

※他の地域については今後検討

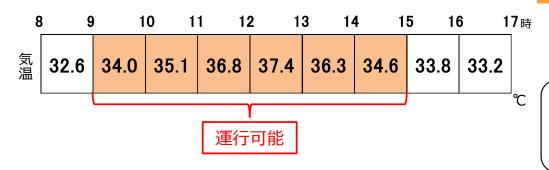
日本版ライドシェアの酷暑に対応したバージョンアップ



- ・昨年の夏の平均気温は、統計開始以来最も高く、今年の夏も引き続き酷暑となる日が増えており、利用者の利便性向上の観点から、「移動の足」の確保が大変重要となっている。
- ・このため、酷暑が予想される日の<u>気温が35℃以上</u>予報されている時間帯に、日本版ライドシェアの<u>車両の使用を可能とする</u>。

使用可能な時間について

- ①前々日の10時時点で気温の予報が35℃ 以上となった時間帯
- ②その前後 1 時間 においては、日本版ライドシェアの車両使用が 可能。
- ※1回の使用可能時間が3時間以下となる場合には、当該時間帯の前後いずれか1時間まで追加して使用が可能(計4時間まで)



使用可能な車両数について

【これまでは使用不可であった時間帯】 各営業区域において使用できる日本版 ライドシェア車両の最大までを使用可能とする。

【これまでも使用可能であった時間帯】 各営業区域において使用できる日本版 ライドシェア車両の最大の2倍までを使用 可能とする。

対象の営業区域

大都市部(12地域)

以下の都市及びその周辺のエリア 東京都特別区、横浜市・川崎市、名古屋市、 京都市、札幌市、仙台市、さいたま市、 千葉市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市

※他の地域については今後検討